

岐阜労働局発表
令和4年9月29日(木)

担 当	岐阜労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 福岡 優一 主任監察官 國江 尚弘 電話 058-245-8102

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和3年の監督指導、送検等の状況を公表します

～ 労働基準関係法令の違反率は75%超 ～

岐阜労働局(局長 大地 直美)は、県下の7労働基準監督署が、令和3年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します(別紙1参照)。

岐阜労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

岐阜労働局管内の令和3年の監督指導・送検の概要

監督指導を実施した事業場は170事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは128事業場(75.3%)。また、改善基準告示違反が認められたのは96事業場(56.5%)。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号・別紙2参照)

主な労働基準関係法令違反事項は 労働時間(36.5%)、 割増賃金の支払(15.3%)、 休日(2.4%)

主な改善基準告示違反事項は 最大拘束時間(40.0%)、 連続運転時間(26.5%)
休息期間(29.4%)、 最大運転時間(25.3%)。

岐阜労働局と中部運輸局の相互通報状況

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数 | 10件 |
| (2) 岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数 | 29件 |

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況(令和3年)

(別紙2) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況（令和3年）

1 監督指導の状況

（1）業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反事業場	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	休日
トラック	142	105 (73.9%)	53 (37.3%)	19 (13.4%)	3 (2.1%)
バス	1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	4	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
その他	23	19 (82.6%)	8 (34.8%)	6 (26.1%)	1 (4.3%)
合計	170	128 (75.3%)	62 (36.5%)	26 (15.3%)	4 (2.4%)

（注1）「その他」欄は、トラック、バスおよびハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など。）。以下同じ。

（注2）違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

（2）業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

業種	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場	主な違反事項				
			最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	142	83 (58.5%)	61 (43.0%)	37 (26.1%)	47 (33.1%)	35 (24.6%)	38 (26.8%)
バス	1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	4	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	23	13 (56.5%)	7 (30.4%)	3 (13.0%)	3 (13.0%)	10 (43.5%)	5 (21.7%)
合計	170	96 (56.5%)	68 (40.0%)	40 (23.5%)	50 (29.4%)	45 (26.5%)	43 (25.3%)

(3) 過去3年間の業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数は次のとおりであった。令和3年においても、全体で75%超の事業場に法令違反が認められており、違反率は高止まりの状況である。

業種・事項		年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
		トラック	監督実施 事業場数	67	86
労働基準関係 法令違反事業場	60 (89.6%)		68 (79.1%)	105 (73.9%)	
バス	監督実施 事業場数	2	1	1	
	労働基準関係 法令違反事業場	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
ハイヤー・ タクシー	監督実施 事業場数	4	2	4	
	労働基準関係 法令違反事業場	4 (100.0%)	2 (100.0%)	4 (100.0%)	
その他	監督実施 事業場数	18	14	23	
	労働基準関係 法令違反事業場	16 (88.9%)	12 (85.7%)	19 (82.6%)	
合計	監督実施 事業場数	91	103	170	
	労働基準関係 法令違反事業場	82 (90.1%)	82 (79.6%)	128 (75.3%)	

2 司法事件の送検状況

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間に於いて、重大・悪質な労働基準関係法令違反等が認められた事案として、岐阜労働局管内の労働基準監督機関が送検した件数は次のとおりであった。

岐阜労働局における司法事件送検件数

業種 \ 年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年
トラック				2	1
バス					
ハイヤー・ タクシー	1				
その他					
合計	1	0	0	2	1

全国における司法事件送検件数

業種 \ 年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年
トラック	51	42	38	46	32
バス	2	4	1	4	
ハイヤー・ タクシー	7	5	5	2	3
その他	5	8	2	9	7
合計	65	59	46	61	42

3 監督指導、送検した司法事件の事例

監督指導 事例（トラック）

大手運送会社の下請会社に対する監督指導

概要

自動車運転者について、1日の拘束時間が最大で23時間程度、1か月の拘束時間が最大で374時間程度、勤務終了後の休息期間が8時間未満となっている者が認められた。36協定では、時間外労働は改善基準告示の限度内で行うこととされていたが、改善基準告示の限度を超える労働が度々行われていた。

指導内容

- 1 36協定に定める限度を超える、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。
労働基準法第32条違反
- 2 自動車運転者の1日及び1か月の拘束時間が、改善基準告示に定める上限を超えていること、勤務終了から次の勤務開始までの間に継続して8時間以上の休息が与えられていないこと等について是正を指導した。
改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間、休息期間等）
- 3 労働時間の把握を行っていなかったため、指導した。

指導後の会社の取組

- 1 改善基準告示を遵守して運行を行えるよう、一運行ごとの拘束時間の確実な把握や、運行経路の見直しなどを行った。
- 2 荷受先と交渉し、作業日を調整して休日を増やしたり、荷の積み込み時間などを短縮するなどして、時間外労働の縮減に努めた。

（参考）トラック運転手に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

休息期間：継続8時間以上（勤務と次の勤務との間の自由な時間）

連続運転時間：4時間以内

労働基準監督署長からの報告命令に対して虚偽の報告を行った疑い

捜査の経過

労働時間に関する法違反及び改善基準告示の違反が認められ、労働基準監督署長から、法令違反を速やかに是正の上、是正内容について報告を行うよう命じた事業場から、法令違反を是正した旨の報告がなされたが、精査したところ、報告された運送作業日報の記載内容やETC利用履歴明細表が虚偽である疑いが生じたもの。

被疑事実

労働基準監督署長から発出した労働基準法第104条の2に基づく報告命令に対して、虚偽の報告を行った疑い。

違反条文

○労働基準法（昭和22年法律第49号）

（報告）

第百四条の二 行政官庁は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（罰則）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 略

五 第百四条の二の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

4 国土交通省中部運輸局との連携

- (1) 岐阜労働局と国土交通省中部運輸局(以下「中部運輸局」という。)では、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督署と地方運輸機関における監督等の結果(改善基準告示違反等)を相互に通報している。
過去3年間の通報件数は次のとおり。

事項	年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数		11件	8件	10件
岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数		8件	12件	29件

- (2) 岐阜労働局と中部運輸局では、上記のとおり相互に通報を行うほか、事案に応じ合同で監督・監査を実施している。
過去3年間の合同での監督導件数は次のとおり。

事項	年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
岐阜労働局が中部運輸局と合同で監督指導した件数		3件	1件	7件

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年): 運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間 = 始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間 = 勤務と次の勤務の間の自由な時間

その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。